

民間木造住宅除却費補助金

1995年の阪神・淡路大震災では、建物の倒壊等による犠牲者が、亡くなった方のうち8割以上を占めました。

地震による建物の倒壊から大切な命を守ることがとても重要です。

清須市では、地震発生時における建物の倒壊等による災害を防止するため、**住宅の取り壊しにかかる費用を補助**します。

■補助金額

1戸あたり20万円（上限）

■補助の対象となる住宅

次の①から⑤の要件を全て満たす住宅が対象となります。

- ① 現在お住まいの建物であること。
- ② 2階建て以下の木造住宅であること。
- ③ 戸建、長屋又は共同住宅（貸家を含む）であること。
- ④ 昭和56年（西暦1981年）5月31日以前に着工されたものであること。
- ⑤ 補助金の交付申請をする年度の前年度末までに木造住宅耐震診断を終えており、判定値が「1.0未満」と判定されたもの。

※公的機関所有のもの、過去に市の民間木造住宅耐震改修費補助金、耐震シェルター一等整備費補助金の交付を受けたものは対象外です。

■申請から補助金交付までの流れ

①申請

次の書類を揃えて提出してください。

- (1) 民間木造住宅除却費補助金交付申請書
- (2) 除却工事計画書
- (3) 木造住宅耐震診断結果報告書の写し
- (4) 見積書等除却工事に要する経費が確認できる書類の写し
- (5) 現況の写真
- (6) 宣誓書兼市税納入状況確認同意書
- (7) その他市長が必要と認める書類

②交付決定

審査後、適当と認めた場合は、補助金交付決定通知書を送付します。

③計画の変更・中止等

工事の内容に変更が生じた場合などは、次の書類を提出してください。

【工事の内容に変更が生じた場合】

- (1) 民間木造住宅除却費補助金変更承認申請書
- (2) 変更の内容が分かる書類
- (3) 変更後の見積書等除却工事に要する経費が確認できる書類の写し

【工事が予定の期間内に完了しない場合】

- (1) 民間木造住宅除却工事遅滞等報告書
- (2) 遅滞の理由が分かる書類

【工事の中止又は廃止をする場合】

- (1) 民間木造住宅除却工事廃止（中止）届
- (2) 中止（廃止）の理由が分かる書類

④実績報告

次の書類を揃えて提出してください。

- (1) 民間木造住宅除却工事完了実績報告書
- (2) 除却工事に係る契約書の写し
- (3) 除却工事に係る領収書の写し又はこれに代わるもの
- (4) 工事写真
- (5) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）A票の写し又はこれに代わるもの
- (6) 建設リサイクル法に関する届出の受領証の写し
(延べ床面積が80㎡以上のものに限る。)
- (7) その他市長が必要と認める書類

⑤補助金の額の確定

審査後、適当と認めた場合は、補助金確定通知書及び補助金支払請求書を送付します。

⑥請求

⑤で送付された請求書に必要事項を記入のうえ提出してください。

⑦補助金の交付

⑥で提出された請求書に基づき、振込先へ補助金を振り込みます。

※申請される場合は、事前に都市計画課までご相談ください。

【お問い合わせ先】

清須市建設部都市計画課計画建築係

TEL：052-400-2911（代表）

FAX：052-400-2963

メール：toshikeikaku@city.kiyosu.lg.jp